

〔表 2 - 3〕 事務事業移譲項目一覧表

地域の福祉サービスに関する事務

【事務事業移譲の考え方】

福祉保健行政については、住民の日常生活に最も密接に関係する分野であり、すでに市町が多くの福祉保健サービスを担っている。また、保健・医療・福祉は一体的かつ不可分な行政サービスであり、住民に対する相談窓口の総合化やワンストップサービスの観点からも、市町において事務処理が完結することが望ましく、福祉事務所や保健所の設置等の状況を踏まえながら、全ての市町に対して事務事業の移譲を進めていく。

生活保護や児童福祉など福祉事務所の設置により県から移譲されるものについては、法律上任意である町の福祉事務所設置を進めることにより、移譲を進める。また、その他の福祉に関する事務についても、福祉事務所設置市町へ移譲を進めていく。

福祉事務所の事務としては、生活保護の決定など法令に基づく事務のほかに、地域における行政と民間の協力体制を整備・維持していくための、社会福祉士等の実習の実施や民生委員・児童委員の研修等の事業がある。これらについては、福祉事務所の設置に合わせ、事務事業の移譲を進めていく。

1 福祉サービスの提供に関する事務

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目	移譲事務		根拠法令	備考
No	番号			
1		生活保護の開始・変更・停止・廃止 生活保護の方法の決定	生活保護法	
2	(1)	児童扶養手当の認定・支給	児童扶養手当法	「児童扶養手当」は、父と生計を同じくしていない児童について支給。
	(2)	特別児童扶養手当の認定・支給 障害児福祉手当，特別障害者手当，経過的福祉手当の認定・支給	特別児童扶養手当法	「特別児童扶養手当」及び「障害児福祉手当」は、精神又は身体に障害を有する児童について支給。 「特別障害者手当」は、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に支給。
	(3)	助産施設（ ）における妊産婦の助産の実施 母子生活支援施設（ ）における保護 児童居宅生活支援事業等の届出受付・指導監督 指定居宅支援事業者の指定，変更・廃止等届出受付， 指定取消（支援費制度） 指定居宅支援事業者等への報告命令，出頭要求，質問，物件検査等の指導監督（支援費制度）	児童福祉法	保健上必要があるにもかかわらず経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて助産を受けさせる施設 配偶者のない女子等及びその者の監護する児童を入所させてこれらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設
	(4)	家庭児童相談室の相談指導業務	家庭児童相談室設置運営要綱（国要綱）	国要綱により福祉事務所必置

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
3	障害者福祉に関する事務	(1)	知的障害者相談員の設置 指定居宅支援事業者の指定、変更・廃止等届出受付、指定取消（支援費制度） 指定居宅支援事業者等への報告命令、出頭要求、質問、物件検査等の指導監督（支援費制度） 知的障害者居宅生活支援事業等の開始・変更・廃止等届出受付、事業の制限・停止命令 知的障害者居宅生活支援事業者への報告要求、質問、立入検査	知的障害者福祉法	
		(2)	身体障害者相談員の設置 身体障害者手帳の交付申請受付、交付（ ）等 指定居宅支援事業者の指定、変更・廃止等届出受付、指定取消（支援費制度） 指定居宅支援事業者等への報告命令、出頭要求、質問、物件検査等の指導監督（支援費制度） 身体障害者居宅生活支援事業等の開始・変更・廃止等届出受付、事業の制限・停止命令 身体障害者居宅生活支援事業者への報告要求、質問、立入検査	身体障害者福祉法	社会福祉審議会の設置要件改正等までの間、事務処理要領に定める医師等の判断が必要な認定については、県社会福祉審議会へ諮問
		(3)	心身障害者扶養共済制度（ ）に関する申請書・請求書等の受理及び県への送付 心身障害者扶養共済制度に関する加入証書・決定通知書等の申請者への送付	広島県心身障害者扶養共済制度条例	保護者が死亡し、又は重度障害となった後の心身障害者に年金を支給する制度
4	母子寡婦福祉に関する事務		母子家庭および寡婦（ ）の相談指導、母子自立支援委員の委嘱 母子・寡婦福祉資金の貸付償還（ ）	母子寡婦福祉法	「寡婦」とは、配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者 市町への債権譲渡等にあたり国との調整が必要。
5	原爆被爆者の援護に関する事務		心身の健康、居宅における日常生活等の被爆者援護に関する相談 被爆者の健康診断及びその結果必要があるときの指導	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	
6	家庭内暴力の防止に関する事務		家庭内暴力の被害者に対する相談等の自立支援措置	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	(16年度法改正により福祉事務所の法定事務とされる。)
7	青少年の育成に関する事務		図書類・がん具刃物類の販売・貸付けのための自動販売機・自動貸出機の設置届の受付、立入検査等	広島県青少年健全育成条例	立入検査については、県が訓令に基づき市町職員を委嘱。

2 福祉体制の整備等に関する事務

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
8	統計等に関する事務		国民生活基礎調査（所得票 ）の実施	国民生活基礎調査規則	所得の種類別金額等に関する抽出調査

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
9	民間協力・人材育成に関する事務	(1)	社会福祉士等の実習 (法令等の規定によるもの：社会福祉士・社会福祉主事・訪問介護員)	社会福祉士 介護福祉士 学校職業能力開発校等 養成施設指定規則 社会福祉主事養成機関等 指定規則 介護保険法 施行令，訪問介護員に関する省令	
		(2)	民生委員・児童委員の指揮監督，研修，報償費支払	民生委員法 児童福祉法	
10	福祉事業等に関する事務	(1)	第二種社会福祉事業（精神保健福祉法関係施設を除く。）のみを行う社会福祉法人の定款の認可・変更認可，解散・合併の認可等，報告徴収，業務停止・解散命令等 第二種社会福祉事業（同上）の開始届出受付，報告徴収，検査，経営者の許可取消等，寄付金募集の許可	社会福祉法	
		(2)	社会福祉法人の設置する保護施設の設置認可，名称等の変更認可，休止・廃止時期の認可，報告徴収，事業停止・認可取消等 当該社会福祉法人の設立認可，報告徴収，事業停止・解散命令等	生活保護法 社会福祉法	
		(3)	介護保険事業者指定等 (指定居宅サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・指定介護療養型医療施設の指定等，介護老人保健施設の開設許可) 介護保険事業者の指導監督等 (帳簿書類の提示，報告要求)	介護保険法	
		(4)	老人居宅生活支援事業の届出受付等 老人デイサービスセンター・老人短期入所施設・老人介護支援センターの設置届出受付等 老人居宅生活支援事業等の指導監督（報告要求，立入検査，改善命令等） 養護老人ホーム・特別養護老人ホームの設置認可・変更届出受付等，入所定員の減少時期・増加の認可，報告徴収・立入検査 当該社会福祉法人の設立認可，報告徴収，業務停止・解散命令等	老人福祉法 社会福祉法	
		(5)	社会福祉法人の設置する助産施設・保育所の設置・廃止等の認可，改善命令，事業停止命令，立入検査等 社会福祉法人の設置する母子生活支援施設の改善命令，事業停止命令，立入検査等 無認可保育所の事業開始届出等の受付，運営状況の報告受領及び公表等	児童福祉法	

地域の保健サービスに関する事務

【事務事業移譲の考え方】

医師からの感染症患者発見の通報受理などの事務については、法令により保健所長の権限と規定されている。現行法により保健所の設置は県及び特定の市（広島市・福山市・呉市）のみに限られているため、これらの保健所長事務及びその関連事務については、設置要件緩和等までの間、県及び保健所設置市の保健所で実施する。

なお、このうち保健所設置市に未移譲の事務については、移譲を行う。

保健所設置市以外の多くの市町は、公立病院の運営や市町村保健センターでの事務などを通じ、保健所経営に要する人材や組織力などをすでに備えていると考えられることから、設置要件の緩和、広域連合や一部事務組合による共同設置、及び他の保健所設置市への委託などの制度上の問題について、国への具体的な提案・協議を行っていく。

クリーニング所の指導監督や未熟児の家庭訪問指導など、保健所に準じた機能を要する事務については、保健所未設置の市町においても実施可能であり、地域の福祉サービスに関する事務と同様に全ての市町に移譲を行う。

ただし、医師・看護師の免許申請など医療等従事者の免許等に関する事務については、広域的に営まれる事業活動への規制であることから市町の経由事務とする。

1 1 既保健所設置市及び今後保健所を設置する市町に移譲する事務

既保健所設置市へ移譲
その他の市町に対しては、保健所設置要件緩和後の保健所設置をまって移譲

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
11	感染予防に関する事務	(1)	健康診断・予防接種実施者からの通報・報告の受付	結核予防法	
		(2)	感染症指定医療機関に対する報告要求、診療録等の帳簿検査、診療報酬支払の差し止め等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	
12	精神保健（医療）に関する事務	(1)	指定医の診察、通報受理、精神鑑定等 ・指定医の診察・保護の申請受付 ・警察官・検察官・保護観察所長・矯正施設長からの通報受付 ・精神病院立入検査（実地指導）等に関する事 ・精神病院管理者への報告要求、帳簿書類提出要求、立入検査、質問、立入診察 ・精神病院管理者への処遇改善計画の提出要求、変更命令、処遇改善命令	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	
		(2)	指定医による診察、精神鑑定等 ・指定医による診察 ・鑑定時の立会・入院時同行等 ・精神障害者福祉手帳の交付等 ・精神障害者の入院措置等に関する事 ・入院措置、緊急入院措置、移送 ・入院等費用負担申請受付、徴収 ・医療保護入院時の管理者の届出受付 ・病院管理者の本人同意なしでの入院措置の届出 ・精神障害者の退院措置等に関する事 ・病院管理者の意見による退院措置 ・退院申出時の病院管理者からの届出受付 ・病院管理者からの退院申出等受付 ・医療保護入院者の退院の届出受付 ・入院者の定期報告受領 ・保護者等からの退院請求受付 ・精神医療審査会への退院審査請求 ・退院・退院措置命令 ・仮退院許可	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神医療審査会等の設置要件（ ）緩和等、制度改正の動向を踏まえ再整理 精神医療審査会（入院継続の要否等の審査機関）及び精神保健福祉センター（審査会の事務等の実施機関）は、法により、県及び指定都市のみ設置できる。

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
13	母子保健に関する事務		結核にかかっている児童に対する学習及び療養生活に必要な物品の支給決定等	児童福祉法	
14	薬事に関する事務	(1)	薬局開設の許可 医薬品等製造業(薬局医薬品製造()に限る)・一般販売業(卸売に限る)・薬種商販売業の許可 医薬品等製造業(薬局医薬品製造に限る)の品目毎の承認等	薬事法	薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて製造する医薬品の製造
		(2)	毒劇物の製造業(輸入)業の登録(製剤製造業者等()に限る) 毒劇物の製造業・輸入業の業務上取扱者・特定毒物等取扱者・毒物劇物取扱責任者の届出受付等	毒物及び劇物取締法	製剤の製造(製剤の小分けを含む。)若しくは原体の小分けのみを行う製造業者又は製剤の輸入のみを行う輸入業者
		(3)	覚せい剤の施用機関・研究者の指定・定期報告受領 覚せい剤の喪失等の届出受付 覚せい剤原料取扱者・研究者の指定等	覚せい剤取締法	
		(4)	けし栽培の許可, 滅失・盗難・紛失時等の届出受付, 譲渡・譲受の届出受付(国への経由)等	あへん法	
		(5)	大麻の輸出入許可申請(国への経由) 大麻取扱者の免許交付・定期報告受領 大麻の栽培地外への持出許可等	大麻取締法	
		(6)	麻薬廃棄の届出受付, 麻薬小売業者・麻薬管理者・麻薬研究者の定期報告受領 麻薬取扱者の免許交付等 向精神薬試験研究施設設置の登録受付 向精神薬取扱責任者の設置届出受付 麻薬等原料輸入業者等の届出受付 向精神薬取扱者の登録, 免許交付等	麻薬及び向精神薬取締法	
15	難病に関する事務		特定疾患・小児特定疾患の治療研究事業	特定疾患治療研究事業実施要綱 小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱	小児特定疾患については, 児童福祉法改正により保健所長業務と位置付ける旨国において検討中。
16	医業等に関する事務	(1)	二次医療圏()毎の連絡調整会議の開催・運営等 ・緩和ケア連絡協議会 ・地域保健対策協議会保健医療計画専門部会 ・救急・へき地医療対策専門部会 ・圏域地域保健対策協議会 ・圏域地对協保健専門部会 ・がん検診精度管理推進事業における地域検討委員会 健康ひろしま21(広島県保健計画)の推進	医療法	主に病院の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域。現在は「広島県保健医療計画」において7区域を設定。
		(2)	病院に医師を宿直させないこと, 専属薬剤師を置かないことの許可 病院の人員増員命令, 管理者変更命令 病院に対する緊急必要時の行政処分, 弁明機会付与 医療法人の設立認可, 報告要求, 立入検査	医療法	

1 2 今後保健所を設置する市町に移譲する事務

既保健所設置市が現在既に実施中の事務。保健所未設置の市町に対し、設置要件緩和後の保健所設置をまって移譲

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
17	統計等に関する事務	(1)	国民生活基礎調査(世帯票)の実施	国民生活基礎調査規則	世帯毎の居住室数・乳幼児の保育状況等に関する抽出調査
		(2)	人口動態統計の受領・審査・保存等	人口動態調査令	
		(3)	医師・歯科医師・薬剤師の定例届出の受理及び県への送付(国への経由)	医師法 歯科医師法 薬剤師法 医師・歯科医師・薬剤師調査記入要領及び審査要領	
18	民間協力・人材育成に関する事務	(1)	精神保健福祉士等の実習 (法令等の規定によるもの:訪問介護員・精神保健福祉士) (その他:管理栄養士・栄養士・保健師)	介護保険法施行令,訪問介護員に関する省令 精神保健福祉士法,同施行規則 管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習要領 看護婦等養成所の運営に関する指導要領	
		(2)	歯科保健関係者の研修等 (市町村実施の母子歯科保健事業・老人歯科保健事業等に関する技術的助言等の援助,事業所・学校等における歯科保健事業への助言指導等) 歯科保健業務事業に関する事務 (歯の健康づくりの普及啓発(8020運動等),障害者等に対する訪問等歯科保健対策)	都道府県及び市町村における歯科保健業務指針	
19	感染予防に関する事務	(1)	HIV()に関する電話窓口,検査受付,検査前の問診,検査(採血),検査後の告知,指導等	平3.2.4厚生省健康政策局計画課長通知「保健所におけるHIV抗体検査の実施について」	ヒト免疫不全ウイルス(エイズの原因ウイルス)
		(2)	HTLV-1()に関する相談指導	平11.3.30厚生省医薬安全局血液担当課長通知「HTLV-1抗体陽性献血者に対する結果通知及び相談事業」	ヒトT細胞白血病ウイルス1型(成人T細胞白血病の原因ウイルス)
		(3)	結核発生動向の調査等 ・医師からの通報受理及び県への報告,登録票整備 ・患者診断届出時等の入力システムの運用 ・立入検査・調査 結核の感染防止に関すること ・定期外の健康診断・精密検査の実施等 ・家屋消毒,患者隔離等の措置命令,実施等 結核の予防接種(定期外)等に関すること 結核患者の医療に関すること ・従業禁止,入所禁止等 ・費用負担,移送費用の認定等 結核保健指導に関すること ・家庭訪問指導 結核診査協議会()の設置・開催	結核予防法	従業禁止,入所命令及び医療費負担に関する審議を行う協議会
		(4)	感染症発生動向の調査等に関すること ・医師・獣医師からの通報受理及び県への報告 ・患者診断届出時等の入力システムの運用 ・感染症情報の調査・分析・公表 感染症の感染防止に関すること ・健康診断の勧告・実施等 ・病原体汚染場所の消毒等の命令・実施等 感染症患者の医療に関すること ・入院勧告,入院措置,移送 ・就業制限対象でない旨の確認要求受付 ・退院要求受理,退院措置 感染症診査協議会()の設置・開催	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	入院勧告,入院措置期間延長に関する審議を行う協議会
		(5)	狂犬病予防法に関すること ・期間・区域を定めての一斉検診実施 ・臨時的予防注射の実施 ・交通遮断・制限等	狂犬病予防法	

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
20	精神保健（医療）に関する事務	(1)	<ul style="list-style-type: none"> 指定医の診察、通報受理、精神鑑定等 指定医の診察・保護の申請受理及び県への送付 警察官からの通報受理及び県への報告 精神保健福祉に関する訪問相談指導 指定医による精神障害者等との相談・指導 医療施設の紹介 精神保健福祉相談員の設置 	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	
		(2)	<ul style="list-style-type: none"> 病院管理者の意見による退院措置 退院申出時の病院管理者からの届出受領及び県への報告 病院管理者からの退院申出等受領及び県への報告 医療保護入院者の退院の届出受領及び県への報告 入院者の定期報告受領及び県への送付 	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	
21	母子保健に関する事務	(1)	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害児・長期療養児の療育指導等（診査、相談、療育指導、医療給付決定、障害がない場合の県知事への報告）（結核に関するものを除く） 	児童福祉法	
		(2)	<ul style="list-style-type: none"> 長期療養児の疾病状態・療育状況の把握、及びその状況に応じた相談指導 	長期療養児療育相談指導事業実施要綱	
22	食品衛生に関する事務	(1)	<ul style="list-style-type: none"> 食中毒患者等を診断した場合等の医師からの届出受付 食中毒患者等の発生を認めるときの県知事への報告、調査 調査結果の県知事への報告 原因調査上必要がある場合の死体解剖 食品衛生推進員の設置（任意） 食品衛生法に基づく営業者の監視・指導 食品衛生関係許認可・各届出受付 乳製品製造業等の食品衛生管理者の届出等 飲食店の営業許可等 加工水産物販売業等の認定等 	食品衛生法 食品衛生に関する条例	
		(2)	<ul style="list-style-type: none"> 給食施設設置者の届出受付、給食施設の指導 国民健康・栄養調査の執行 調査世帯の指定 国民健康・栄養調査員の設置（任意） 栄養相談等（栄養士等研修、食生活改善推進員リーダー等ボランティア育成支援等含む） 特別用途表示の許可申請受理及び県への送付 特別用途食品の検査・収去等 	健康増進法 地域における行政栄養士業務の基本指針	
		(3)	<ul style="list-style-type: none"> かきの処理をする作業場の設置許可 整備改善等の措置命令、立入検査等 	かきの処理をする作業場に関する条例	

移譲項目	移譲事務		根拠法令	備考	
No	番号				
23	試験検査に関する事務	食品, 医薬品等に係る行政処分等のための試験検査(収去した食品等の理化学的検査等) (県実施のその他の事務) ・医薬品, 毒物等の検査 ・食中毒の微生物学的検査 ・食品成分規格等の微生物学的検査 ・感染症の病原微生物学的検査 ・水質汚濁等の理化学的・微生物学的検査	(食品衛生法, 感染症予防法等の施行上必要な機能)		
24	薬事に関する事務	(1)	一般販売業(卸売を除く)・特例販売業の許可	薬事法	
		(2)	毒劇物の販売業の登録 毒劇物の販売業の毒物劇物取扱責任者の届出受付等	毒物及び劇物取締法	
25	難病に関する事務	特定疾患, 小児特定疾患に係る相談事業・家庭訪問指導事業	難病相談事業実施要領	小特は, 児童福祉法改正により保健所長業務と位置付ける旨国において検討中。	
26	医業等に関する事務	(1)	病院の엑스線装置設置の届出等受付 病院の立入検査, 物件提出命令 病院の構造設備検査, 使用許可証発行	医療法	
		(2)	柔道整復師に対する指示 柔道整復の施術所の開設届出受付等, 立入検査, 監督処分	柔道整復師法	
		(3)	衛生検査所の開設登録受付, 登録証明書交付 衛生検査所に検体検査用放射性同位元素を備える場合等の届出受付 衛生検査所への立入検査, 設備・組織変更指示, 登録取消, 業務停止命令	臨床検査技師, 衛生検査技師等に関する法律	
		(4)	あん摩マッサージ指圧師, はり師, きゅう師への指示, 医師団体の意見聴取 あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅうの施術所の開設届出受付等	あん摩マッサージ指圧師, はり師, きゅう師等に関する法律	
		(5)	死体解剖・死体保存の許可等	死体解剖保存法	

2 保健所の設置に関わらず移譲する事務

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
27	精神保健（社会的自立）に関する事務	(1)	精神障害者居宅生活支援事業の実施の届出受付、立入検査等 精神障害者の社会復帰施設の設置届出受付等	精神保健福祉法	
		(2)	社会適応訓練委託事業の実施	広島県精神障害者社会適応訓練委託事業実施要綱	
28	母子保健に関する事務	(1)	未熟児の訪問指導に関すること 低体重児の届出受付	母子保健法	
		(2)	養育医療の給付決定、費用の徴収額決定	母子保健法	所要の専門的人材・組織体制が準備でき、かつ保健所との情報連携を確保できる市町に移譲。（以下 の行について同じ）
		(3)	児童虐待のリスクの高い乳幼児を持つ家庭への訪問指導等	ハイリスク児童家庭訪問指導事業実施要領	養育医療と同様
29	生活衛生に関する事務	(1)	旅館業の営業許可、立入検査等	旅館業法	養育医療と同様
		(2)	公衆浴場の営業許可、条件附与、立入検査等	公衆浴場法	養育医療と同様
		(3)	興行場（ ）の営業許可、営業停止命令等	興行場法	映画・演劇・音楽・スポーツ・演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設 養育医療と同様
		(4)	理容所の業務停止命令、開設の届出受付、立入検査等	理容師法	
		(5)	美容所の業務停止命令、開設の届出受付、立入検査等	美容師法	
		(6)	クリーニング所の開設届出受付、構造設備の検査・確認、立入検査等	クリーニング業法	
		(7)	特定建築物（ ）の届出受付・立入検査 建築物衛生確保に関する事業（ ）の登録・立入検査	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	養育医療と同様 興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模（店舗の場合、供用面積3,000㎡以上）を有する建築物 建築物における清掃・空気環境測定・空気調和用ダクト清掃・飲料水水質検査・飲料水用貯水槽清掃・排水管清掃・ねずみ等動物防除等を行う事業

移譲項目		移譲事務	根拠法令	備考	
No		番号			
		(8)	温泉を公共の浴用・飲用に供する許可 温泉成分等の掲示内容の届出受付 温泉への立入検査等	温泉法	養育医療と同様
		(9)	有害物質を含有する家庭用品の製造・輸入・販売事業者に対する措置命令・立入検査	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	
		(10)	専用水道・簡易専用水道の改善指示、給水停止命令・立入検査等	水道法	
		(11)	墓地等の経営許可、立入検査、報告要求等	墓地、埋葬等に関する法律	
30	医療等従事者に関する事務	(1)	医師の免許申請等の受理及び県への送付(国への経由) 医師の免許証等の申請者への送付(国からの経由)	医師法	
		(2)	歯科医師の免許申請等の受理及び県への送付(国への経由) 歯科医師の免許証等の申請者への送付(国からの経由)	歯科医師法	
		(3)	薬剤師の免許申請等の受理及び県への送付(国への経由) 薬剤師の免許証等の申請者への送付(国からの経由)	薬剤師法	
		(4)	歯科衛生士の定例届出受付	歯科衛生士法	
		(5)	歯科技工士の免許申請等の受理及び県への送付(国への経由) 歯科技工士の免許証等の申請者への送付(国からの経由) 歯科技工士の定例届出受付	歯科技工士法	
		(6)	診療放射線技師の免許申請等の受理及び県への送付(国への経由) 診療放射線技師の免許証等の申請者への送付(国からの経由)	診療放射線技師法	
		(7)	理学療法士・作業療法士の免許申請等の受理及び県への送付(国への経由) 理学療法士・作業療法士の免許証等の申請者への送付(国からの経由)	理学療法士及び作業療法士法	
		(8)	視能訓練士の免許申請等の受理及び県への送付(国への経由) 視能訓練士の免許証等の申請者への送付(国からの経由)	視能訓練士法	

移譲項目	移譲事務	根拠法令	備考
No	番号		
	(9)	保健師・助産師・看護師の免許申請等の受理及び県への送付(国への経由) 保健師・助産師・看護師の免許証等の申請者への送付(国からの経由) 准看護師の免許申請等の受理及び県への送付 准看護師の免許証等の申請者への送付 保健師・助産師・看護師・准看護師の定期届出の受理及び県への送付	保健師助産師看護師法
	(10)	栄養士の免許申請等の受理及び県への送付 栄養士の免許証等の申請者への送付 管理栄養士の免許申請等の受理及び県への送付(国への経由) 管理栄養士の免許証等の申請者への送付(国からの経由)	栄養士法
	(11)	調理師の免許申請等の受理及び県への送付 調理師の免許証等の申請者への送付	調理師法
	(12)	製菓衛生師の免許申請等の受理及び県への送付 製菓衛生師の免許証等の申請者への送付	製菓衛生師法
	(13)	臨床検査技師，衛生検査技師の免許申請等の受理及び県への送付(国への経由) 臨床検査技師，衛生検査技師の免許証等の申請者への送付(国からの経由)	臨床検査技師，衛生検査技師等に関する法律

事業活動の規制に関する事務

1 事業活動の許可等に関する事務

【事務事業移譲の考え方】

事業活動の許可等に関する事務については、広域的に営まれる事業活動に対する規制は県が行い、規制の効果や目的が市町の区域内で完結するものについては、市町で事務処理が完結するよう、本庁・地方機関を通じた県の事務権限全てを移譲していく。

広域的に営まれる事業活動への規制としては、建設業許可や宅建業免許等に関する事務がある。効果や目的が市町の区域内で完結するものとして、採石や砂利の採取計画認可や火薬類・高圧ガスの製造・販売等に関する許認可等があり、これらの事務については市町の規模・能力等を勘案しながら、計画期間を通じて事務事業の移譲を進めていく。

商工会議所や商工会の活動に対する許認可等の事務等は、地域における商工業の振興に関するものであり、市町が地域において一元的に商工施策を実施できるよう、市町の規模・能力等を勘案しながら、計画期間を通じて事務事業の移譲を進めていく。

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
31	採石業に関する事務		採取計画の認可, 変更認可, 変更届受理, 条件設定, 変更命令, 休止・廃止届受理, 認可取消し, 停止命令, 聴聞等 災害防止緊急措置命令, 廃止者災害防止命令, 指導・助言, 報告徴収, 立入検査等	採石法	
32	砂利採取業に関する事務		採取計画の認可, 変更認可, 変更届受理, 条件設定, 変更命令, 廃止届受理, 認可取消し, 停止命令, 聴聞等 災害防止緊急措置命令, 報告徴収, 立入検査, 指導・助言等	砂利採取法	河川管理者に係るものを除く。
33	危険物取扱に関する事務	(1)	火薬類販売営業の許可 火薬庫設置許可等 火薬類譲受・譲渡等の許可 火薬類輸入の許可 火薬類消費の許可 火薬類廃棄の許可 危害予防規程等に関する認可等 ・危害予防規程の認可 ・保安責任者等の選任届受付 ・立入検査・質問・収去等	火薬類取締法	市町の広域消防体制の整備に合わせ、危険物取扱行政を総合的に実施できるよう、県が有する権限を移譲。
		(2)	高圧ガスの製造, 貯蔵所の許可・届出受付(コピート事業所にかかる事務を除く。以下同じ。) 高圧ガスの製造, 貯蔵所の完成検査 高圧ガスの販売届出受付 高圧ガスの輸入検査 高圧ガスの消費者届出受付 高圧ガスの危害予防規程・保安組織等の保安事務 ・危害予防規程の届出受付 ・保安統括者等の選任届受付 高圧ガス製造の保安検査 高圧ガス製造等の許可取消し, 停止命令 高圧ガス施設等への緊急措置 ・災害発生防止等のための施設使用停止命令等 高圧ガス関係者の指導監督等	高圧ガス保安法	

移譲項目	移譲事務		根拠法令	備考
No	番号			
34 商工業に関する事務	(1)	商工会議所法に基づく負担金賦課の許可、定款変更の許可、収支決算書等の受理、検査等	商工会議所法	
	(2)	商工会法に基づく設立の認可、定款変更の認可、総会招集の承認、検査等	商工会法	
	(3)	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設届の受理、届出事項の変更届の受理、地位承継届の受理、報告徴収等	大規模小売店舗立地法	
	(4)	工場立地法に基づく特定工場の新設届の受理、届出事項の変更届の受理、地位承継届の受理等	工場立地法	

2 農産物の生産・流通に関する規制

【事務事業移譲の考え方】

市町が地域における食の安全・安心や環境の保全、さらには地域特産品づくりなどの産業振興を図っていくうえで、JAS法に基づく品質表示の指導監督や農薬等の販売・使用の規制を自ら実施できることが必要である。このことから、市町の区域内で活動する事業者等への規制は、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて事務事業の移譲を進め、県は、広域的に販売活動を営む者や家畜取引・地方卸売市場における取引等の規制など、広域的に処理する必要のある事務を実施していく。

なお、広域的な産業振興の視点から県が独自に条例で実施してきた「かんきつ規格検査」「畳表の検査」「みつばちの県内転飼許可」や、卸売市場のうち法律が条例に規制するか否かを委ねたものに対する条例による規制など、県独自の規制監督事務については、すでに規制の目的を達成していることなどから、条例を廃止し、今後は民間の自主的な処理に委ねていく。

- ・廃止する条例 ~ 広島県みつばち転飼条例、広島県農産物検査条例、広島県かんきつ規格条例
- ・県独自の規制を規定した部分を削除する条例 ~ 広島県卸売市場条例

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目	移譲事務		根拠法令	備考
No	番号			
35 JAS法に関すること		農林物資の品質表示に係る製造・販売業者に対する表示遵守指示、立入検査、報告聴取、違反事案等の申出受付、申出事項調査等	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	<p>1 移譲事務の範囲 広域販売業者（営業活動圏が基礎自治体の区域で完結しない製造・販売業者）の違反事案などに係る立入検査等については、県で実施。</p> <p>2 移譲に当たっての留意事項 ・規制客体が重複する食品衛生法所管機関（保健所等）との連携確保が必要。 ・違反事案に対する指示・公表の基準が基礎自治体で差があると公平性が保たれないため、関係機関（基礎自治体と県、農政事務所）で構成する連絡会議において指示・公表基準の検討が必要。</p>

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
36	農薬取締法に関すること		農薬販売業の届出受理 農薬販売者、使用者に対する報告命令、立入検査、国への報告、農薬販売禁止措置等	農薬取締法	<p>移譲にあたっての留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残留農薬が検出された場合などにおける危機管理について、関係機関（保健所部門等）と連携体制を構築する必要がある。 ・農薬に関する専門知識等が必要である。 ・違反事案に対する指導・監督の基準が基礎自治体で差があると公平性が保たれないため、基礎自治体との連絡会議において対応基準を検討する必要がある。
37	肥料取締法に関すること		肥料販売業者の販売業務届出受理 肥料販売業者からの報告徴収、立入検査、譲渡等禁止処分等	肥料取締法	<ol style="list-style-type: none"> 1 移譲事務の範囲 生産業者、輸入業者に関する指導・監督権限は、県に留保する。 2 移譲にあたっての留意事項 ・肥料に関する専門知識等が必要である。
38	養蜂転飼に関すること		養蜂業の届出受理 他県からの転飼許可	養ほう振興法	
39	畜産環境保全（排泄物適正管理処理）に関すること		家畜排泄物の適正管理・処理に係る畜産業者に対する指導助言、勧告、措置命令、報告徴収、立入検査 家畜排泄物処理高度化施設整備計画の認定、計画変更認定、認定取消、報告徴収	家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	<ol style="list-style-type: none"> 1 移譲事務の範囲 都道府県家畜排泄物利用促進計画策定事務は県に留保する。 2 移譲にあたっての留意事項 指導・立入検査業務には、堆肥処理技術等に関する知識が必要である。

環境の保全に関する事務

1 環境保全に関する事務

【事務事業移譲の考え方】

ばい煙や汚水等の公害発生防止や廃棄物処理に関する規制監督事務については、広域にわたる行政分野として、現在、県が多くの役割を担っているが、個別の事務には、ばい煙発生施設や汚水関係特定施設に関する規制など、地域内で完結し、市町で実施した方が効果的・効率的なものが多く、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて移譲を進めていく。

公害防止に関する事務は、汚水等の発生施設に対する設置許可等の事務であり、市町の区域内に設置される施設・設備に対する規制であることから、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて移譲を進めていく。

具体には、特例市については、すでに一部の法定移譲事務の処理を行っており、専門分野の職員も存することから、事務処理が市で完結するよう権限移譲を進めていく。一般市や町については、事務処理の経験が無いことから、当面、許認可は県で行い、市町へは届出受理や県への送付等の事務事業の移譲を進め、今後の実績等を踏まえて許認可権限の移譲を検討していく。

産業廃棄物は市町の区域を越えて運搬・処分されることから、排出・運搬・処分の一連の活動を県が規制監督していく。同時に、市町が区域内の処理場の監視や臨機の対応を行えるよう、処理業者等への立入検査権限の移譲を行っていく（県、市町とも立入検査を行えるよう整理）。

一般廃棄物の処理は、市町の区域内における処理が原則であり、処理計画の策定や処理業者に対する許可・指導監督は現行法制度上、市町の権限である。これらの事務と合わせて、市町による一元的な対応が可能となるよう、県から、施設の設置許可・指導監督権限を移譲していく。

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考	
No		番号				
40	公害防止に関する事務	(1)	【特例市】(工場のみ) ばい煙・粉じん発生施設の設置届出受付 事故時の状況報告の受付 報告徴収, 立入検査, 改善命令等	大気汚染防止法	指定都市・中核市・呉市(呉市は工場を除く)へ法定移譲済	
			【一般市・町】 ばい煙・粉じん発生施設の設置届出の受理及び県への送付 事故時の状況報告の受理及び県への送付			
			【一般市・町】(経由事務の実績等を踏まえ移譲) ばい煙・粉じん発生施設の設置届出受付 事故時の状況報告の受付 報告徴収, 立入検査, 改善命令等			
		(2)	【特例市】 特定施設の設置届出受付 事故時の状況報告の受付 報告徴収, 立入検査, 改善命令	ダイオキシン類 対策特別措置法		政令市・中核市へ法定移譲済
			【一般市・町】 特定施設の設置届出の受理及び県への送付 事故時の状況報告の受理及び県への送付			
			【一般市・町】(経由事務の実績等を踏まえ移譲) 特定施設の設置届出受付 事故時の状況報告の受付 報告徴収, 立入検査, 改善命令			

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
		(3)	【一般市・町】 特定施設の設置届出の受理及び県への送付 事故時の状況報告の受理及び県への送付	水質汚濁防止法	指定都市・中核市・特例市へ法定移譲済
			【一般市・町】（経由事務の実績等を踏まえ移譲） 特定施設の設置届出の 事故時の状況報告の受付		
		(4)	【特例市】 特定施設設置の許可 許可違反に対する措置命令	瀬戸内海環境保全特別措置法	指定都市・中核市へ法定移譲済
			【一般市・町】 特定施設設置の許可申請の受理及び県への送付 許可違反に対する措置命令の違反者への送付		
			【一般市・町】（経由事務の実績等を踏まえ移譲） 特定施設設置の許可 許可違反に対する措置命令		
		(5)	【特例市】（工場のみ） ばい煙・粉じん関係特定施設設置の届出等受付 事故時の報告の受付 関係特定施設に係る報告徴収、立入検査、改善命令等	広島県生活環境保全等に関する条例	広島市・福山市・呉市（呉市は一部、工場を除く）へ移譲済
			【一般市・町】 ばい煙・粉じん・汚水等関係特定施設設置の届出等の 受理及び県への送付 事故時の報告の受理及び県への送付		
【一般市・町】（経由事務の実績等を踏まえ移譲） ばい煙・粉じん・汚水等関係特定施設設置の届出等受付 事故時の報告の受付 関係特定施設に係る報告徴収、立入検査、改善命令等					
(6)	【特例市】（工場のみ） ばい煙・粉じん関係公害防止総括者選任の届出受付 特定事業者の物件検査等	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	指定都市・中核市・呉市（呉市は一部、工場を除く）へ法定移譲済		
	【一般市・町】 公害防止総括者選任の届出の受理及び県への送付				
	【一般市・町】（経由事務の実績等を踏まえ移譲） 公害防止総括者選任の届出受付 特定事業者の物件検査等				
		(7)	【特例市】 第一種指定化学物質等取扱業者による排出量・移動量の届出の受理等	特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律	広島市・福山市へ移譲済
41	廃棄物に関する事務	(1)	一般廃棄物処理施設の設置許可、使用時の検査、設置者法人の合併・分割認可、立入検査、改善命令等 一般廃棄物の最終処分場での埋立終了時の届出受付	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
		(2)	産業廃棄物に係る事業者等に対する立入検査・物件検査・無償収去	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	県にも権限を留保
42	生活排水に関する事務		浄化槽設置の届出受付 浄化槽使用開始の報告受付 浄化槽清掃業者等に対する指導等	浄化槽法	

2 自然保護に関する事務

【事務事業移譲の考え方】

鳥獣等の捕獲許可など野生生物に関する事務や自然公園等の整備，維持・管理は，市町が最も地域の実情に通じており，申請者の利便性の向上にもつながることから，市町の規模・能力を勘案しながら，計画期間を通じて事務事業の移譲を進めていく。

自然公園内の行為規制等法令に基づく管理事務は，市町への権限移譲を進めるとともに，広域的視点での調整等が必要なものについて，調整の仕組みを検討していく。宿泊施設等の管理事務は，指定管理者制度の活用を検討し，一部の施設について市町への事務委託や施設譲渡等を進めていく。また，遊歩道等の施設整備について，市町が現在の県営事業と同程度の事業を実施できるよう国へ制度改正を提案していく。

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考	
No		番号				
43	野生生物に関する事務		鳥獣の捕獲，鳥類の卵の採取等の許可 捕獲者・採取者に対する措置命令等	鳥獣保護法	第9次(平14～18)鳥獣保護事業計画の改訂に合わせ移譲(希少鳥獣以外の鳥獣に係る許認可は権限移譲済)	
44	自然公園に関する事務	(1)	国定公園の特別地域等の禁止行為の許可，実地調査等	自然公園法	広域的視点での調整等が必要なものについて，調整の仕組みを検討 (移譲市町は公園等の所在市町に限る。)	
		(2)	県立公園の特別地域等の禁止行為の許可，実地調査等	広島県自然公園条例		
		(3)	自然環境保全地域における禁止行為の許可，利用・駐車拒否・退去命令	広島県自然環境保全条例		
		(4)	自然海浜保全地域における禁止行為の許可	広島県自然海浜保全条例		
		(5)	都市公園(宮島都市公園に限る)の禁止行為の許可，占用許可，現状回復・措置命令	都市公園法 都市公園条例		
		(6)	自然公園等の施設管理			指定管理者制度を活用(一部，事務委託・施設移管等)
		(7)	自然公園等の維持修繕			

都市の整備に関する事務

【事務事業移譲の考え方】

開発行為規制、宅地造成規制などの都市行政に関する事務は、住民に身近な市町が担うべき、まちづくりに関する事務であり、市町が策定する都市計画に対する助言など法律上県に義務付けられた指導・助言等の事務を除き、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて事務事業の移譲を進めていく。

建築行政に関する事務については、建築基準法で人口25万人以上の市は建築主事を置くことが義務づけられているが、その他の市町についても、可能な限り建築主事を設置するよう働きかけるとともに、必要に応じて県からの人的支援も行いながら移譲を進める。小規模な市町の中で、建築主事を設置することが困難なところについては、複数の市町での広域実施を検討し、なお困難な場合は県実施とする。

土地売買等の届出など国土利用計画法上の事務は、土地の利用目的や価格の監視に関する事務であり、都市整備や地域の土地利用の適正を図る視点から、都市計画に関する事務や農地等に関する事務と合わせて移譲を進めていく。

1 都市行政に関する事務

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目	移譲事務		根拠法令	備考
No	番号			
45	開発行為等の規制	開発行為の許可 開発許可に係る建築制限 市街地開発事業等予定区域内の建築制限 都市計画施設の区域、市街地再開発事業の施行区域内における建築許可 施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における建築等の制限 開発行為の許可申請者、工事施行者に対する、資力、信用等を証する書類提出の求め	都市計画法	建築確認とセット。 開発審査会は、当面、県の審査会を活用。
46	風致地区内の建築物等の規制	風致地区内における建築物の新築、宅地造成、水面埋立、木竹伐採、土石採取等の許可、許可取消し、立入検査等	風致地区内における建築等の規制に関する条例	10ha未満の風致地区の建築規制等は、既に法で移譲済。
47	宅地造成等の規制	(1) 旧住宅地造成事業に関する法律に基づく、規制区域内において行われる住宅地造成事業の認可 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成工事の許認可	旧住宅地造成事業に関する法律 宅地造成等規制法	建築確認とセット
		(2) 住宅改良地区内における建築行為の制限等	住宅地区改良法	
48	優良宅地造成認定	優良宅地造成の認定、証明、証明書交付	租税特別措置法	
49	土地区画整理事業	施工地区内の建築行為等の制限 事業を施行する個人及び組合の事業計画等の認可、変更認可 換地計画の認可	土地区画整理法	

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
50	市街地再開発事業		個人施行者の施行の認可，組合の設立認可，事業計画の変更等 施行者が定める権利変換計画の認可 個人施行者及び組合の事業の代行	都市再開発法	
51	農住組合		組合の設立認可，解散決議の認可，解散の届出受理，合併認可 報告の徴収，業務・会計の検査，法令等の違反に対する措置，解散命令，議決・選挙・当選の取消し	農住組合法	農住組合：市街化区域内農地を住宅地等へ転換するための事業を行う組合。
52	都市緑地保全		緑地保全地区における行為の制限 原状回復等の命令，損失の補償 報告及び立入検査等	都市緑地保全法	H16.11現在，県内における緑地保全地区の指定はない。
53	屋外広告物		違反広告物の除却 広告物の表示・設置の許可，更新許可，変更許可 広告物設置者からの報告，資料提出要求，広告物等の調査 管理者変更届，除却届の受理 許可の取消し，広告物除却命令，除却の略式代執行等	屋外広告物法 広島県屋外広告物条例	国道道の占用に係るものを除き特例条例で移譲済。道路管理権限と切り離して全て移譲。
54	景観の保全に関する事務		景観形成地域内での広告物の表示行為等及び大規模行為の届出受付 景観形成地域内での行為の届出受付時の必要な指導，建築物等の所有者等に対する措置を講じる旨の指導 大規模行為届出対象地域での大規模行為の届出受付 大規模行為届出対象地域での大規模行為の届出時の必要な指導	ふるさと広島 の景観の保全と創造に関する条例	

2 建築行政に関する事務

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
55	建築確認		建築物の建築等に関する確認検査，許可等 指定確認検査機関が建築確認を行ったときの報告受付等	建築基準法	小規模な市町の中で，建築主事を設置することが困難なところについては広域実施等。
56	建築確認関連事務	(1)	浄化槽設置等の届出受理，変更命令等（特定行政庁として）	浄化槽法	建築確認とセット。
		(2)	住宅金融公庫資金貸付に係る住宅等の工事審査	住宅金融公庫法	
		(3)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する届出の審査，助言，勧告，命令	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	
		(4)	建築士に関連した一般的な指導及び処分に係る事情聴取及び報告	建築士法	
		(5)	優良住宅の申請受理，審査，認定	租税特別措置法	

3 国土利用計画に関する事務

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目		移 譲 事 務		根拠法令	備 考
No		番号			
57	国土利用計画に関する事務		土地売買等の届出受付，意見書作成等 遊休地に関する計画の届出受付，意見書作成等	国土利用計画法	審査に要する関係権限の移譲等の進捗に併せ，事務効率の観点から適宜権限移譲を進める。

地域の土地利用に関する事務

【事務事業移譲の考え方】

農業振興地域農用地区域内の開発行為の許可や市町の区域内で完結する水系における保安林指定・解除、農地の売買や転用の許可等は、市町が地域のまちづくりや農山村漁村における土地利用の調整を実施していくうえで必要不可欠な事務であり、市町で事務処理が完結するよう、本庁権限を含め、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて事務事業を移譲していく。

広域自治体である県は、市町の区域内で完結しない水系における保安林指定・解除等に関する事務や、市町の区域をまたぐ森林施業計画の認定事務など広域的に処理すべき事務を実施していく。また、法律上県に義務づけられた市町計画への同意などの指導・助言等の事務は、当面県で実施するが、市町の自由度を高めていくため、県として市町に対する関与を段階的に縮減するとともに、国に対して制度改正を提案していく。

保安林の指定・解除については、知事権限の場合であっても、解除について国の同意が法定されるなど、現行の制度・運用のまま移譲しても市町は主体的に対応・判断できないことから、国へ事前協議（同意）制廃止を提案し、これが実現された段階で移譲を行っていく。

県や市町がそれぞれの役割分担に応じて、自主的かつ完結的に農山村の土地利用に関する事務等を実施できるよう、次の事項について、国に制度改正提案を行っていく。

国への制度改正提案例

- ・ 4 haを超える農地転用許可を県に移譲すること
- ・ 2 haを超え 4 ha以下の知事許可について国への事前協議制を廃止すること
- ・ 保安林解除における国への同意を要する事前協議制を廃止すること
- ・ 県が策定する農業振興地域整備基本方針，地域森林計画の国への事前協議制，基礎自治体が策定する農業振興地域整備計画や，農業経営基盤強化促進基本構想，森林整備計画の都道府県への事前協議制を廃止すること
- ・ 農業委員会の必置規制の廃止
- ・ 農業会議の必置規制の廃止

1 農山村の土地利用に関する事務

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
58	農業振興地域の整備に関する事務		農用地区域内の開発行為許可，許可条件の付加，許可にあたっての農業会議への意見聴取 開発行為の中止・復旧命令 農用地区域以外の区域内における開発行為への勧告，公表	農業振興地域の整備に関する法律	
59	林地開発許可に関する事務		地域森林計画対象民有林における開発行為許可，許可条件の付加，許可にあたっての広島県森林審議会への意見聴取 開発行為変更届等の受理 開発行為の中止・復旧命令	森林法 森林法施行細則	指導基準，許可基準等の周知徹底や，開発に係る関連諸法例の熟知等の研修等が必要である。
60	土砂の適正処理に関する事務		2,000㎡以上の土砂埋立行為等の許可，許可の取消し，許可条件の付加，土砂埋立行為着手届出受理，定期報告の受理，完了届出受理，措置命令 500立方メートル以上の土砂搬出計画の届出受理，勧告，公表 土砂搬入禁止区域の指定，指定の解除，公示，立入調査等	広島県土砂の適正処理に関する条例	すべての市町に移譲された場合には，特例条例ではなく，全市町が独自に条例を制定する必要がある。（地方自治法252の17の2）

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
61	保安林に関する事務	(1)	市町の区域内で完結する水系内における 保安林の指定・解除, 指定・解除にあたっての森林審議会 への諮問, 一定面積以上等の解除の場合における国への同 意を要する協議等	森林法	1 国への制度見直し提案(保安林解除にあたっての国同意撤 廃)を行い, 制度改正された後 に, 保安林伐採許可などの保安 林管理事務等と併せて移譲す る。 2 移譲に当たっての留意事項 ・指定解除の統一を図るため 、関係する部署, 諸法令を熟知す る必要があり, 十分な研修等が 必要。 ・損失補償金は, 県内で統一 的な基準で算定される必要があ るため, 再評価の時期等につ いて基礎自治体間の相互調整が 必要。
		(2)	市町の区域内で完結する水系内における 保安林における立木伐採許可, 土地の形質形状変更許 可, 許可条件の付加, 立木伐採の届出, 監督処分 扱伐の届出受理, 扱伐計画の変更命令 間伐の届出受理, 間伐計画の変更命令 標識設置 保安林台帳の調製, 適正管理 等	森林法 森林法施行 規則 森林法施行 細則	
		(3)	市町の区域内で完結する水系内における 保安林所有者等に対する損失補償金の交付事務 等	森林法	
62	入会林野整備 に関する事務		入会林野整備計画の認可, 農業委員会等への意見聴取, 調停, 囑託登記等 旧慣使用林野整備計画認可, 農業委員会等への意見聴取 等	入会林野等 に係る権利 関係の近代 化の助長に 関する法律	

2 農山村の土地利用集積を図る事務

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
63	農地法に関する事務	(1)	農地等の所有権等の権利移動許可(権利を取得する者 が, その住所の所在する市町の区域外にある農地等を取 得する場合等に限り), 許可条件の付加 農業委員会を経由しないで申請書が提出された場合の農 業委員会への通知 立入調査, 立入調査で損害を与えた場合の損失補償, 報 告徴収等	農地法 農地法施行 令	農地等の所在する市町に移譲 する。
		(2)	自己目的による4ha以下の農地転用許可, 許可しようとす る場合における県農業会議への意見聴取, 許可条件の付加 農業委員会を経由しないで申請書が提出された場合の農 業委員会への通知 2ha超4ha以下の許可に係る農林水産大臣への協議 4ha超の許可に係る農林水産大臣への進達・意見書提出 立入調査, 立入調査で損害を与えた場合の損失補償, 報 告徴収, 違反転用に係る現状回復命令等	農地法 農地法施行 令	
		(3)	4ha以下の農地等転用のための所有権等の権利移動許 可, 許可しようとする場合における県農業会議への意見聴 取, 許可条件の付加 農業委員会を経由しないで申請書が提出された場合の農 業委員会への通知 2ha超4ha以下の許可に係る農林水産大臣への協議 4ha超の許可に係る農林水産大臣への進達・意見書提出 立入調査, 立入調査で損害を与えた場合の損失補償, 報 告徴収, 違反転用に係る現状回復命令等	農地法 農地法施行 令	

移譲項目 No	移譲事務 番号	根拠法令	備考
	(4) 農地等の賃貸借の解約等の許可, 許可しようとする場合における県農業会議への意見聴取, 許可条件の付加 農業委員会を経由しないで申請書が提出された場合の農業委員会への通知 立入調査, 立入調査で損害を与えた場合の損失補償, 報告徴収等	農地法	
	(5) 農地転用許可証明書の発行事務, 買受適格証明(農地競売参加の際必要)事務等		農地法3条, 4条, 5条許可権限に付随した業務であり, 3条許可等の権限移譲と併せて移譲

農林水産業の振興・農山漁村の地域活性化や生活環境整備等に関する事務

【事務事業移譲の考え方】

農林水産業の振興については、ソフト面からは、担い手や農業経営体の育成、資金貸付、栽培技術等の普及、生産・流通調整などの事業が、ハード面からは、加工施設等の施設整備やほ場整備等の生産基盤整備が行われている。農山漁村の地域活性化については、市民農園の整備や都市住民との交流施設の整備などが行われている。また、農山漁村の集落道、公園、コミュニティ施設など集落の生活環境の整備は、ほ場整備等の基盤整備と一体的に実施されるものが多い。

農林水産業の振興や農山漁村の地域活性化に関する事務については、その多くを基礎自治体である市町が担っており、今後市町が地域の実情を踏まえて農業経営体の育成や施設等の整備を総合的・一元的に実施できるよう、県と市町が一体となって重層的に行っている事務事業等について見直しを行い、国に制度改正を提案するとともに、市町への移譲を進めていく。

生産基盤や生活環境の整備については、事業効果が主に地域内で完結し、高度な専門性を有しないものについて、現在の県営事業と同程度の事業を市町で実施できるよう国に制度改正を提案していく。また、県営事業の新規採択に当たっては、団体営事業のあるものは極力、団体営での採択を目指していく。なお、国の制度改正が実現するまでの間においても、県営事業の事業実施については、事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し、市町の規模・能力を勘案しながら、計画期間を通じて事務事業の移譲（市町による事業実施）を進めていく。

県の事務事業見直し例

- ・地域の農家等に対する経営指導や技術指導、担い手育成・支援のための農業改良普及事業等については、県の役割は、農業技術センター等の研究開発と連動した技術普及に特化し、地域の農家等の経営改善や技術習得は農家等の自主的な対応に委ね、農業法人の設立支援や地域の特産品づくり等に関する事務は、市町の自主的な対応に委ねていく。

国への制度改正提案例

- ・農業経営基盤強化促進法等の法施行事務などの農業経営体の育成に関する事務について、基礎自治体で事務が総合的・一元的に実施できるよう見直しを行うこと
- ・生産・加工・流通施設の整備など農業施設等の整備について、企画立案から施設整備まで基礎自治体で総合的・一元的に実施できるよう基礎自治体に対する一般財源措置及び制度の見直しを行うこと
- ・ほ場整備などの農業農村整備事業については、基礎自治体がまちづくりの一環として自ら実施することを基本とするよう制度の見直しを行うこと

なお、漁業許可など広域的な視点での調整が必要な事務、漁業協同組合に対する指導監督事務など広域化を推進する事務、家畜の保健衛生など高度な専門性を必要とする事務については、県で対応していく。

1 農林水産業の振興・農山漁村の地域活性化に関する事務

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目	移譲事務	根拠法令	備考
No	番号		
64 環境保全型農業の推進に関すること	(1)	計画認定申請書の受理及び県への送付	認定事務等の移譲時期は、条件の整った時点(制度定着し、各々の市町が特色ある認定を行うことができることとなった場合)とし、それまでの間は、申請書受理及び県への送付事務を移譲する。 認定事務には、農薬、化学肥料に関する知識等が必要である。
	(2)	持続性の高い農業生産方式の導入計画（エコファーマー）の認定、導入計画変更認定、導入計画達成のための必要な指導・援助、報告徴収	
65 海洋牧場の管理に関すること		海洋牧場（木江、豊浜の2ヶ所）の管理を行う漁協に対する指導普及等	県有財産である給飼施設を地元市町に移管するとともに、漁協に対する指導も地元市町に委ねる。

2 施設や生産基盤の整備，農山漁村の生活環境整備に関する事務

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目	移譲事務		根拠法令	備考
No	番号			
66		土地改良区の育成・指導 団体営土地改良事業(土地改良区等の事業) に係る事業施行認可等土地改良法上の手続	土地改良法	市町事業に係る法手続は県で実施し，指導・助言事務は段階的に縮減する。
67		(1) 効果が主として地域内で完結し，高度な専門性を要しない工事の実施(用地買収・補償，換地計画策定指導等を含む) ・ほ場整備 ・大規模な橋梁・トンネル等を含まない農道工事 ・県営ため池改修のうち大規模でない工事 等	土地改良法	事業主体は県であるが，事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用し，市町による事業実施を進めていく(別途，県が具体の範囲を定める)。
		(2) 効果が主として地域内で完結し，高度な専門性を要しない工事の実施(用地買収・補償等を含む) ・用水施設の整備工事 ・農村公園の整備，コミュニティ施設，防火施設等の建設工事 ・集落道の整備工事 など	土地改良法	事業主体は県であるが，事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用し，市町による事業実施を進めていく(別途，県が具体の範囲を定める)。
68		効果が主として地域内で完結し，高度な専門性を要しない工事の実施(使用貸借契約，立木補償等を含む) ・大規模な橋梁・トンネル等を含まない林道工事		事業主体は県であるが，事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用し，市町による事業実施を進めていく(別途，県が具体の範囲を定める)。
69		(1) 地域的に利用される漁港の区域内における占用許可等法令に基づく管理(棧橋等の管理，使用料の徴収等を事務委託により移譲している漁港もある。)	漁港漁場整備法等	施設整備が必要なものを除き，計画期間を通じて管理者の変更を進めていく(管理者変更までの間は，事務委託で市町に委託したものは市町，その他は県で実施する)。
		(2) 地域的に利用される漁港の維持修繕(市町に事務委託した施設の1件百万円未満の維持修繕は市町に移譲済み)	漁港漁場整備法	管理者変更により移譲する。管理者変更までは原則として県で実施するが，漁港土木技術の特殊性等を踏まえながら，可能なものについては事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用して市町による事業実施を進めていく。
		(3) 地域的に利用される漁港の施設整備(漁港関連道整備等を含む)	漁港漁場整備法	管理者変更により移譲する。管理者変更までは原則として県で実施するが，単県施設整備については，漁港土木技術の特殊性等を踏まえながら，可能なものについては事務処理特例条例等の手法(私法上の委託を含む)を活用して市町による事業実施を進めていく。
		(4) 地域的に利用される漁港の災害復旧	漁港漁場整備法	管理者変更により移譲する(管理者変更までは，県で実施する)。

地域の生活基盤に関する事務

1 交通基盤の整備に関する事務

【事務事業移譲の考え方】

県管理国道（指定区間外国道）及び県道の整備，維持・管理並びに県営農道・林道整備事業については，利用の広域性・地域性を踏まえて，市町が実施すべき事務事業と県が実施するものを仕分け，市町が担うべきものについて，市町の規模・能力に応じた事務事業の移譲が可能となるよう，国に制度改正を提案していく。また，県営事業の新規採択に当たっては，団体営事業のあるものは極力，団体営での採択を目指していく（農道，林道）。

これらの事務事業については，国の制度改正が実現するまでの間においても，事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し，計画期間を通じて，効果が主に地域内で完結し，大規模性や技術的専門性がない事務事業の移譲（市町による事業実施）を進めていく。

市町による事業実施を進めていくもの（継続事業も含む）

国庫補助と関連しない道路の線形改良（単県），歩道等交通安全施設の整備（単県），植栽管理・草刈・路面清掃等の道路施設等維持（単県） など

県管理の地方港湾・漁港の整備については，利用の広域性・地域性を踏まえ，広域的に利用されるものと地域的に利用されるものを整理し，管理者の再編を進めていく。地域的に利用される港湾・漁港については，施設整備の必要なものを除き，計画期間を通じて管理者の変更による市町への権限移譲を進めていく。

管理者の変更が実現するまでの間においても，港湾・漁港土木技術の特殊性等を踏まえながら，可能なものについては事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し，計画期間を通じて，事務事業の移譲（市町による事業実施）を進めていく。

市町による事業実施を進めていくもの（継続事業も含む）

港湾改良（単県），海岸保全施設の修繕（単県）など

【移譲項目・事務一覧】

農道，林道，漁港整備については，「農林農林水産業の振興・農山漁村の地域活性化や生活環境整備等に関する事務」に掲載

移譲項目	移譲事務		根拠法令	備考
No	番号			
70 道路・街路の整備，維持修繕	(1)	県道（国道に準ずるものを除く）に係る維持修繕	道路法	管理権を伴う業務や予算の一元的な管理を必要とする工事等を除く
	(2)	県道に係る単県道路事業（国補と関連したもの等を除く。設計・積算や用地買収・補償等を含む。）	道路法	路線の性格，各種プロジェクトとの関連性，技術的難易度等を勘案しながら進めていく。
71 港湾の整備，維持及び管理 (県管理地方港湾)	(1)	地域的に利用される地方港湾の占用許可等法令に基づく管理 栈橋や旅客施設の管理，使用料の徴収等は，事務委託により市町に移譲済み	港湾法	施設整備が必要なものを除き，計画期間を通じて管理者の変更を進めていく（管理者変更までの間は，事務委託で市町に委託したものは市町，その他は県で実施する）。
	(2)	地域的に利用される地方港湾の維持修繕 市町に事務委託した施設の1件百万円未満の維持修繕は市町に移譲済み	港湾法	管理者変更により移譲する。管理者変更までは原則として県で実施するが，単県事業については港湾土木技術の特殊性等を踏まえながら，可能なものについては市町による事業実施を進めていく。
	(3)	地域的に利用される地方港湾の施設整備	港湾法	管理者変更により移譲する。管理者変更までは原則として県で実施するが，単県施設整備については，港湾土木技術の特殊性等を踏まえながら，可能なものについては市町による事業実施を進めていく。
	(4)	地域的に利用される地方港湾の災害復旧	港湾法	管理者変更により移譲する（管理者変更までは，県で実施する）。

2 1 住民の生命財産の保全に関する事務 ～河川，砂防・急傾斜・地すべり，治山

【事務事業移譲の考え方】

県管理河川（1級河川の指定区間及び2級河川）の整備，維持・管理については，広域的・一体的な整備・管理を基本に，市町が実施すべき事務事業と県が実施するものを仕分け，市町が担うべきものについて，移譲にあたって法令上の制約があるものは，国に制度改正を提案していく。

国の制度改正が実現するまでの間においても，2級河川のうち，市町の区域内で水系が完結するものについては，事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し，計画期間を通じて事務事業の移譲（市町による事業実施）を進めていく。なお，県管理河川の河川敷の利用について市町による包括的占用制度の利用を促進していく。

市町による事業実施を進めていくもの（継続事業も含む）
護岸補修（単県），草刈等維持工事（単県） など

砂防，地すべり，急傾斜の指定地等における占用許可等の管理権限については，国に対する制度改正の提案を行うとともに，県としても管理基準を明確にするなど市町で実施できる仕組みの検討を行い，計画期間を通じて，移譲可能と判断された事務から移譲を進めていく。

事業実施については，合併による市町の規模・能力の拡大を踏まえた法令改正や市町による事業実施の拡大などについて国に制度改正を提案していくとともに，制度改正が実現するまでの間も，急傾斜については単県補助を利用した市町の事業実施の拡充を進め，計画期間を通じて事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用した事務事業の移譲（市町による事業実施）を進めていく。

市町による事業実施を進めていくもの（継続事業も含む）
急傾斜地崩壊防止施設の施設補修や土砂除去等の維持修繕工事（単県）

治山事業については，広域的に整備する必要があるものは県が担い，効果が主として地域で完結するものは市町による事業実施を進めていく。

保安林については，市町の区域内で完結する水系における保安林指定・解除等について，国に制度見直し提案（解除にあたっての国の同意撤廃等）を行い，条件の整った段階で権限移譲することとし，これに合わせて市町が自ら治山施設整備を実施できるよう，国に制度改正を提案していく。保安林の権限移譲が実現するまでの間においても，事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し，計画期間を通じて事務事業の移譲（市町による事業実施）を進めていく。

市町による事業実施を進めていくもの（継続事業も含む） 治山ダム建設工事，山腹工など

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
72	河川の整備，維持及び管理	(1)	市町の区域内で水系が完結する2級河川の維持修繕	河川法	単県事業のうち，床止工等の重要構造物の補強・補修工事を除いた工事について，市町による事業実施を進めていく。
		(2)	市町の区域内で水系が完結する2級河川の河川改良等の工事実施	河川法	単県事業のうち，一定の計画に基づくものを除いた護岸補強等の工事について市町による事業実施を進めていく。
73	砂防，急傾斜，地すべり	(1)	砂防指定地内の許認可等法令に基づく管理 急傾斜地崩壊危険区域の指定及び指定地内の許認可等法令に基づく管理 地すべり防止区域内の許認可等法令に基づく管理	砂防法等	国に対する制度改正の提案を行うとともに，県としても市町で実施できる仕組みの検討を行い，移譲可能と判断された事務から移譲を進めていく。
		(2)	急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	技術的に難易度の高い修繕工事を除き，市町による事業実施を進めていく。
		(3)	治山施設の維持修繕	森林法	保安林に関する権限移譲が実現するまでの間も，事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し，市町の規模・能力を勘案しながら，計画期間を通じて市町による事業実施を進めていく。
		(4)	単年度で整備する治山ダム・山腹工事等の実施	森林法	保安林に関する権限移譲が実現するまでの間も，事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し，市町の規模・能力を勘案しながら，計画期間を通じて市町による事業実施を進めていく（別途，県が具体的な範囲を定める）。

2 2 住民の生命財産の保全に関する事務 ～海岸，一般海域，その他

【事務事業移譲の考え方】

海岸保全区域における海岸の整備，維持及び管理

海岸の管理事務としては，海岸保全区域内における占用許可等の法令に基づく管理事務と堤防や護岸等の海岸保全施設の整備・維持管理事務がある。港湾・漁港区域内の海岸保全区域（「港湾海岸，漁港海岸」という。）に係るこれらの事務は港湾・漁港管理者が行い，その他の海岸保全区域（主務官庁により「建設海岸」「農地海岸」と呼ばれる。）については知事が行っている。

港湾・漁港海岸については，施設整備が必要なものを除き，計画期間を通じて，港湾・漁港の管理者変更と一体に海岸管理者の変更による事務事業の移譲を進めていく。また，管理者変更までの間においても，事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し，市町の規模・能力を勘案しながら，計画期間を通じて事務事業の移譲（市町による事業実施）を進めていく。

建設海岸・農地海岸については，効果の広域性・地域性を踏まえ，管理者の再編を進めていく。効果が主に地域内で完結し，高度な専門性を要しないものについて，施設整備が必要なものを除き，海岸法の規定に基づき管理者の変更や占用許可等の権限移譲を進めていく。また，管理者変更までの間においても，事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用し，市町の規模・能力を勘案しながら，計画期間を通じて事務事業の移譲（市町による事業実施）を進めていく。

市町による事業実施を進めていくもの（継続事業も含む）～海岸保全施設の修繕（単県）など

一般公共海岸

海岸保全区域以外の公共海岸については，占用許可や行為制限等法令に基づく管理事務がある。これらの事務については，建設海岸・農地海岸と同様の視点から，海岸法の規定に基づく管理者の変更による事務事業の移譲を進めていく。

一般海域など

港湾・漁港区域，海岸保全区域等を除いた海については，県条例に基づいて海域の占用許可や土砂採取許可等の事務が行われている。また，プレジャーボートの係留・保管についても，県条例に基づき規制が行われている。これら地域住民に身近な事務は，河川管理権限や港湾管理権限等と切り離して市町へ移譲していく。

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
74	港湾海岸・漁港海岸の整備，維持及び管理	(1)	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全区域における占用許可，工事原因者への工事命令等法令に基づく管理	海岸法	施設整備が必要なものを除き，港湾・漁港管理者変更と一体に海岸管理者の変更を進めていく（管理者変更までの間は，県で実施する）
		(2)	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全施設の維持修繕	海岸法	港湾・漁港管理者変更と一体に海岸管理者変更により移譲する。管理者変更までは，原則として県で実施するが，事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用して市町による事業実施を進めていく。
		(3)	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全施設の施設整備	海岸法	港湾・漁港管理者変更と一体に海岸管理者変更により移譲する（管理者変更までは，原則として県で実施する）。
		(4)	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全施設の災害復旧	海岸法	港湾・漁港管理者変更と一体に海岸管理者変更により移譲する（管理者変更までは，県で実施する）。

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
75	建設海岸・農地海岸の整備，維持及び管理	(1)	海岸保全区域（旧建設省所管分，農林水産省所管分）に係る占用許可，工事原因者への工事命令等法令に基づく管理	海岸法	施設整備が必要なものを除き，海岸法5条2項の適用方法等を検討し，計画期間を通じて管理者変更を進めていく（管理者変更を行うまでの間は，県で実施する）。
		(2)	海岸保全区域（旧建設省所管分，農林水産省所管分）に係る占用許可等日常的管理	海岸法	海岸法5条2項による管理者変更を行うまでの間においても，海岸法5条6項により移譲可能な事務は権限移譲を進めていく。
		(3)	海岸保全区域（旧建設省所管分，農林水産省所管分）内の海岸保全施設の維持修繕	海岸法	管理者変更により移譲する。管理者変更までは，原則として県が実施するが，事務処理特例条例等の手法（私法上の委託を含む）を活用した市町による事業実施を進めていく。
		(4)	海岸保全区域（旧建設省所管分，農林水産省所管分）内の海岸保全施設の施設整備	海岸法	管理者変更により移譲する（管理者変更までは，原則として県で実施する）。
		(5)	海岸保全区域（旧建設省所管分，農林水産省所管分）内の海岸保全施設の災害復旧	海岸法	管理者変更により移譲する（管理者変更までは，県で実施する）。
76	一般公共海岸の管理		一般公共海岸区域に係る占用許可等法令に基づく管理	海岸法	海岸法37条の3第3項による海岸管理者の変更を進めていく（管理者変更までは，県で管理する）。
77	一般海域の管理		海域の使用許可，工事着手等の届出受理	広島県の海管理に関する条例	市町界付近の案件は県と協議の上，管轄自治体を決めて処理。
78	プレジャーボート係留保管		所有者等の届出受理，届出済証の交付 重点放置禁止区域の指定，暫定係留区域の指定 重点放置禁止区域の放置に対する指導等 重点放置禁止区域の標識・看板の設置	広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例	河川管理権限，港湾管理権限と切り離して移譲。 重点放置禁止区域の指定にあたっては県の同意が必要。
79	国有財産の管理及び処分		国有財産法の規定による行政財産の用途廃止等 土地改良法の規定による地区編入の承認 道路法の規定による交換の同意	国有財産法	

その他の事務

【事務事業移譲の考え方】

その他，次に掲げる住民生活に密接に関わる行政サービスの利便性の向上や事務処理の迅速化に結び付く事務権限について，市町に権限を移譲する。

1 旅券交付に関する事務

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
80	旅券に関する事務		一般旅券の申請受理及び交付	旅券法	いくつかの市に窓口を設置することを検討。

2 文化財保護に関する事務

【移譲項目・事務一覧】

移譲項目		移譲事務		根拠法令	備考
No		番号			
81	文化財保護に関する事務	(1)	埋蔵文化財の調査のための発掘の届出受付等 調査以外の目的による周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘の届出受付等（国等の機関が実施する場合を含む） 遺跡の発見に関する届出受付等（国等の機関が実施する場合を含む）	文化財保護法	考古学的知識及び発掘調査経験などを備えた専門職員により構成し，かつ適正な財務等処理が実施できる一定規模の組織が必要。
		(2)	史跡名勝天然記念物の現状変更許可，許可取消，行為停止命令等 史跡名勝天然記念物の現状等報告要求，立入実地調査等	文化財保護法	